

印鑑登録システム標準仕様書 (案) 概要資料

令和3年9月16日

目次

I 印鑑登録システム標準仕様書の策定

1. 背景・目的

2. 検討経緯・今後の予定

II 標準仕様書案

1. 標準仕様書の記載方針

2. 標準仕様書のポイント・主な機能の意義

I 印鑑登録システム標準仕様書の策定

I 印鑑登録システム標準仕様書の策定

1. 背景・目的

- 自治体の情報システムの標準化・共同化を推進し、デジタル化に向けた基盤整備をおこないます。
- 標準仕様書の作成を通じて、カスタマイズを原則不要とし、ベンダ間での円滑なシステム更改を可能にし、さらに自治体行政のデジタル化に向けた基盤整備をおこなうといったことを目的とします。

項目	内容
背景	<ul style="list-style-type: none">・ 自治体の情報システムは、発注・維持管理や制度改正対応などについて各自治体が個別に対応しており、人的・財政的に負担。・ 自治体間でシステムの内容が異なり、共通プラットフォーム上のサービスを利用する方式への移行の妨げ。・ 自治体ごとに様式・帳票が異なることが、それを作成・利用する住民・企業・自治体等の負担。 <p>⇒自治体の情報システムに係る重複投資をなくして標準化・共同化を推進し、自治体行政のデジタル化に向けた基盤を整備していくことが必要。</p>
目的	<ul style="list-style-type: none">○ 標準仕様書が目指す姿とは・・・ 「複数のベンダが広域クラウド（近隣自治体に止まらない全国規模のクラウド）上でシステムのアプリケーションサービスを提供し、各自治体は、原則としてカスタマイズせずに利用し、ほとんど発注・維持管理や制度改正対応の負担なく、業務を行える姿」○ 標準仕様書の作成を通じて、以下の3つの目的を実現<ul style="list-style-type: none">(1) カスタマイズを原則不要にする<ul style="list-style-type: none">・ 自治体内、自治体間、自治体・ベンダ間の調整コストの削減、導入・維持管理や制度改正時の負担（重複投資）の削減(2) ベンダ間での円滑なシステム更改を可能にする<ul style="list-style-type: none">・ 共同クラウド化・広域クラウド化、ベンダロックインの防止による健全な競争の促進(3) 自治体行政のデジタル化に向けた基盤整備を行う<ul style="list-style-type: none">・ 住民の利便性向上、自治体のデータ入力負担の削減

I 印鑑登録システム標準仕様書の策定

2. 検討経緯・今後の予定

- 住民記録システムの標準仕様書を先駆けに、印鑑登録システムにおいても、印鑑登録事務の性質やシステムの実情を踏まえ、標準化対象事務と位置づけることとして検討しています。

項目	内容
検討経緯・ 今後の予定	<ul style="list-style-type: none">○ <u>印鑑登録システムにおいても、印鑑登録事務の性質や住民記録システムと同一パッケージで導入している自治体が96.1%に上るなどのシステムの実情を踏まえ、標準化対象事務と位置づけることとして検討をおこなっている。</u>○ 令和3年6月18日に、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定され、標準化対象事務は、標準化法の趣旨を踏まえ、情報システムによる処理の内容が地方公共団体において共通しているかという観点等から、<u>累次の閣議決定において示されてきた17業務に、戸籍、戸籍の附票及び印鑑登録事務を加えることを検討することとされた。</u>○ <u>各事業者が標準仕様書に準拠したシステムを開発し、全国の市区町村が、令和4年度以降を目途に、標準準拠システムに順次移行していくことを想定。</u>

Ⅱ 標準仕様書案

Ⅱ 標準仕様書案

1. 記載方針 (1/3)

- 本仕様書においても、対象自治体は全ての市区町村とします。
また、対象分野は印鑑登録ユニット、対象項目は住民記録システムの仕様書と合わせて作成します。
- 本仕様書の構成は、住民記録システムの仕様書と合わせて作成します。

項目	内容
対象	<ul style="list-style-type: none">○ 本仕様書の対象自治体は、全ての市区町村。○ 本仕様書の対象分野は、地域情報プラットフォーム標準仕様における印鑑登録ユニット。 概ね各市区町村の条例で定められている印鑑登録証明事務と対応しているが、必ずしも1対1で対応しているわけではない。 ※印鑑登録原票改製通知、交付一時停止期間満了通知、回収済印鑑登録証保管・廃棄は対象外○ 本仕様書の対象項目は、主に、機能要件、様式・帳票要件。 ※画面要件、専ら操作性に関する機能は原則対象外
本仕様書の構成	<ul style="list-style-type: none">○ 構成<ul style="list-style-type: none">・ 第1章では、本仕様書の背景、目的、対象及び内容を説明。・ 第2章では、業務要件として標準化の範囲を記載。・ 第3章では、モデル的な業務フロー等を掲載。・ 第4章～第7章では、機能要件、様式・帳票要件、データ要件、連携要件、非機能要件を記述。・ 第8章では、用語を定義。

Ⅱ 標準仕様書案

1. 記載方針 (2/3)

- 本仕様書においても、基準は住民記録システム仕様書と同様、【実装すべき機能】、【実装しない機能】及び【実装してもしなくても良い機能】の三類型にて示します。

項目	内容
標準準拠の基準	<ul style="list-style-type: none">○ 本仕様書の対象範囲において定義すべき機能について、【実装すべき機能】、【実装しない機能】及び【実装してもしなくても良い機能】の三類型に分類。○ パッケージシステムが本仕様書に準拠するためには、【実装すべき機能】をいずれも実装し、【実装しない機能】をいずれも実装しないことが必要。○ 【実装してもしなくても良い機能】は、実装しても、実装しなくても、実装した上で自治体が利用を選択できることとしても、いずれも差し支えない。○ なお、分類されていない機能についても、自治体やベンダの創意工夫による新たな機能の提案を受け付け、標準仕様書への反映する機会を設けることとする。○ 定義すべき機能の範囲内で分類されていない機能は、カスタマイズ抑制、ベンダ間移行の円滑化の観点から、実装しない機能と同様のものとして位置付け、パッケージシステムが本仕様書に準拠するためには実装しないことが必要。
想定する利用方法	<ul style="list-style-type: none">○ 各ベンダが、クラウド上の全国的なサービスとして本仕様書に準拠しているシステムを提供し、各自治体は、本仕様書に準拠しているパッケージシステムをカスタマイズすることなく利用。○ 自治体は、改めて本仕様書に示した個別の要件を提示して調達するのではなく、単に、本仕様書に準拠しているパッケージシステムであることを要件に付するだけで、カスタマイズをすることなく利用。○ 自治体内での検討や自治体・ベンダ間の協議の際に、仮に本仕様書における機能と異なる機能が必要ではないかという議論があった場合、限られた人員、財源の中で、果たして当該自治体だけ特別に必要な機能なのか、本仕様書が想定する業務フローを参照することで効率的な運用となるよう見直しが必要ではないか、という観点から、本仕様書における必要／不要の整理を知るための資料として参照。

Ⅱ 標準仕様書案

1. 記載方針 (3/3)

- 本仕様書の改定は、制度改正のほか、自治体やベンダからの提案がある場合、デジタル化の進展がみられる場合に実施されることが想定されます。
- 別ユニット等と併せて調達する際は、本仕様書の範囲の業務が本仕様書に則っていれば、調達仕様書の範囲が本仕様書と異なっても差し支えないこととします。

項目	内容
本仕様書の改定	<ul style="list-style-type: none">○ 本仕様書については、制度改正時のほか、自治体やベンダからの創意工夫によるシステムの機能改善等の提案がある場合や、新たな技術が開発されるなどデジタル化の進展等がみられる場合にも、関係者の関与の下で改定することを想定している。○ 改定後の本仕様書に基づいて、ベンダがクラウド上で一括してシステムを改修することにより、制度改正等のたびごとに個々の自治体が個別にベンダと協議して改修を行う必要がなくなると想定される。
各自治体の 調達仕様書の範囲との 関係	<ul style="list-style-type: none">○ 本仕様書を用いることにより各市区町村の条例で定められている印鑑登録証明事務を運用することは可能。○ 各自治体においては、住民記録システムと一体的に調達していることが多いことから、各自治体の調達仕様書の範囲と標準仕様書の範囲は必ずしも一致しないと考えられるが、本仕様書の範囲の業務について本仕様書に記載された内容で調達する限りにおいては、このような対応も許容される。 ※例えば、オールインワンパッケージを採用している団体は、選挙人名簿や税務等の分野も併せて調達することになるが、その場合、調達仕様書の範囲が本仕様書の範囲と異なることは差し支えない。

Ⅱ 標準仕様書案

2. 標準仕様書のポイント・主な機能の意義 (1/4)

- 仕様書案では、ベンダ間の移行や他システム連携を円滑にする機能、住民等の利便性に資する機能、職員負担の軽減・ミスの防止に資する機能等を盛り込んでいます。
- 本仕様書案のポイントとして、主な機能の内容や意義は以下のとおりとします。

機能	内容	ポイント・意義
ベンダ間の移行や 他システム連携を 円滑にする機能	管理データ項目の統一 【1.1.1 日本人住民データの管理、1.1.2 外国人住民データの管理 等】	ベンダ間でのデータ移行費用の低減を図るため、管理データ項目やその表現形式等を統一した中間標準レイアウト仕様が示されているものの、複数のベンダへの調査結果では、中間標準レイアウト仕様に示された管理データ項目との間に差異があった。 管理すべき住民データの項目を統一することによりシステム更改時のベンダ移行のコストの低減が期待される。
	異動処理及び異動履歴の管理方法等の統一 【1.2.1. 異動履歴の管理】	異動処理については、現在はベンダによって実装している機能や処理方法が異なっているため、異動処理に係る機能を統一化することで、 他ベンダのシステムからの移行を容易にし、移行時の職員の事務負担軽減の効果が期待される。 異動履歴の管理についても同様に、ベンダ間の差異を解消することにより、円滑な移行の実現が期待される。
	登録の仕組み（仮登録・本登録）の統一 【4.4.1. 照会中、4.4.6. 回答登録】	仮登録の仕組みがないベンダや自治体も存在したため、登録の方法を統一することで、 他ベンダのシステムからの移行を容易にし、移行時の職員の事務負担軽減の効果が期待される。 また、同一パッケージとして導入されることの多い住民記録システムとの同様の仕組みになることで概念として理解されやすく統一的な業務になること、仮登録の仕組みを採用することで照会登録を通じて印鑑の照合確認を確実にできることなども期待される。

Ⅱ 標準仕様書案

2. 標準仕様書のポイント・主な機能の意義 (2/4)

- 仕様書案では、ベンダ間の移行や他システム連携を円滑にする機能、住民等の利便性に資する機能、職員負担の軽減・ミス防止に資する機能等を盛り込んでいます。
- 本仕様書案のポイントとして、主な機能の内容や意義は以下のとおりとします。

機能	内容	ポイント・意義
ベンダ間の移行や他システム連携を円滑にする機能	登録番号の付番体系統一 【1.3.2. 登録番号付番】	<p>ベンダやシステムごとにさまざまな登録番号の付番体系について、規模の大きい市町村の人口にも十分対応可能と考えられる15桁とした。これにより、他ベンダのシステムからの移行を容易にし、移行時の職員の事務負担軽減の効果が期待される。</p> <p>現在、15桁に満たない桁数で付番しているシステムについては、<u>左側を0で埋めること</u>で、本仕様書案の番号体系に適合することが可能。</p> <p>登録番号に表示された文字によって登録等の処理を行った支所等の区別をしている市町村もあることなどを考慮すれば、数字のみでは足りないことから、本仕様書案では半角英字も使用可能とする。</p>
	印影データの解像度統一 【4.5.1. 印影読込】	<p>ベンダやシステムごとにさまざまな解像度で印影データを保管していたが、解像度を統一することで他ベンダのシステムからの移行を容易にし、移行時の職員の事務負担軽減の効果が期待される。</p> <p>また、システム内での印影比較時にも正確な比較が行えることや、住民へ発行する印鑑登録証明書に統一的な解像度での印影が印刷できること等の利点もある。</p> <p>一方で、過去の印影データの解像度を統一するためには紙の印鑑登録原票から登録し直す必要があり、また災害等によって紙の印鑑登録原票が存在しない自治体もあることから、<u>標準準拠システムへ移行する前に読み取った印影データはそのままの解像度を許容すること</u>とした。</p>

Ⅱ 標準仕様書案

2. 標準仕様書のポイント・主な機能の意義 (3/4)

- 仕様書案では、ベンダ間の移行や他システム連携を円滑にする機能、住民等の利便性に資する機能、職員負担の軽減・ミスの防止に資する機能等を盛り込んでいます。
- 本仕様書案のポイントとして、主な機能の内容や意義は以下のとおりとします。

機能	内容	ポイント・意義
住民等の利便性に資する機能	様式の統一 【第5章 様式・帳票要件】	<u>どの市区町村でも基本的に同一の様式・帳票による証明書等の交付を受けることが可能となる</u> ほか、各市区町村の事務の見直しやAI-OCR導入の契機となることも期待される。
	コンビニ交付の標準実装 【8.1.7. 個人番号カードによる証明書の交付】	印鑑登録証明書のコンビニ交付を標準機能として設けたことから、 <u>どの市区町村であっても基本的に証明書が身近なコンビニ等の端末で交付を受けることが可能となる</u> ほか、個人番号カードによる出力となるため、個人番号カードの普及がさらに進むことも期待される。

Ⅱ 標準仕様書案

2. 標準仕様書のポイント・主な機能の意義 (4/4)

- 仕様書案では、ベンダ間の移行や他システム連携を円滑にする機能、住民等の利便性に資する機能、職員負担の軽減・ミスの防止に資する機能等を盛り込んでいます。
- 本仕様書案のポイントとして、主な機能の内容や意義は以下のとおりとします。

機能	内容	ポイント・意義
職員負担の軽減・ ミスの防止に資する機能	抑止設定における住民記録システムでの集中管理 【3.1. 異動・交付・照会抑止】	印鑑登録システムは住民記録システムと一体的に運用されているとの前提で、今回の標準化が図られたことから、DV等支援措置に関する抑止については住民記録システムにおける集中管理連携されるものとする。 住民記録システムとの不一致が発生せず、統一的に管理できることから、不適切な処理等の防止につながることを期待される。
	世帯内印影票の表示 【4.1. 世帯内印鑑登録状況・印影表示】	世帯番号で紐づけられた世帯員の印鑑と同一の印鑑を使っていないか確認する作業を容易にする。
	誤記修正 【6.3.3. 誤記修正】	これまで、誤記があった異動の異動履歴が上書き修正されることがあり、後日、住民や、他部局・他機関から照会等があった場合に、記載事項が変更となった経緯が不明となり、適切に対応できないおそれがあった。本仕様書では、 誤記があった異動についても、上書き修正せず、誤記修正の異動履歴として、異動履歴データとして保持することとした ことから、こうした場合に適切に対応できることを期待される。
	エラー・アラートの設定 【11.1. エラー表示、 11.2. アラート表示】	本仕様書においては、エラー・アラート項目を実装すべき機能として示したが、これは広く注意すべき事案を洗い出したものであり、 単純な入力誤りや経験の浅い担当職員の入力誤りや不適切な異動処理等の防止につながることを期待される。